

J R 東海労への統制委員会の設置は認めない！制裁を許さない特別決議(案)

J R 総連は、6 月 3 日 J R 総連第 4 0 回定期大会において、J R 東海労が J R 総連の執行委員会決定に従わなかった具体的な理由を明らかにすることなく統制委員会の設置が決定された。「J R 総連連絡」の議論経過などを全く無視し、大会代議員に J R 東海労の回答書面を知らせることなく、強引に上意下達で、「機関決定に従わなかった」として統制委員会の設置が決定されたのである。

そして柳副委員長は閉会挨拶で「心ある J R 東海労組合員と固く連帯して現状を突破する」と述べた。これは、J R 総連が J R 東海労組織の分断・破壊を宣言したに等しいのである。

統制委員会の発足の理由は、①第 3 5 回 J R 総連近畿地協定期委員会における組織破壊攻撃に対する機関決定違反。② J S 労の二重加盟解消に向けた機関決定違反。③新幹線関西地本のホームページ削除に向けた機関決定違反、の 3 点である。J R 総連は、J R 東海労が機関決定の指示に従わなかったとして、J R 総連規約第 7 条(1)、1 1 条(1)に違反し制裁が必要であるとしたのである。

近畿地協定期委員会において、関西地本が組織破壊攻撃を行ったとの主張は全く事実と反している。津崎議長は委員会の翌日の 1 1 月 2 7 日、「(J R 東海労新幹線関西地本選出委員による) 組織破壊攻撃があったと、全常任委員が緊急常任委員会で確認し、了承した。」とでっち上げ J R 総連に報告したのである。J R 総連は、その報告書を基に新幹線関西地本組合員 4 名による組織破壊攻撃があったとして、近畿地協に調査依頼をしたが聞き取り調査をしないまま、J R 総連連絡第 7 3 号、8 4 号、9 3 号を発出し「新幹線関西地本が組織破壊攻撃」を行ったとしたのである。これに対し、新幹線関西地本の仲間 2 名は 6 月 3 日、津崎氏個人を名誉毀損で大阪地裁に提訴した。デッチ上げたウソの報告書によって組織破壊者とされ、J R 東海労への統制処分にも大きく関わる重大な裁判である。したがって、J R 東海労はこの裁判としっかり連携していく。

二重加盟については、8 月 9 日の緊急執行委員会終了後の J R 総連、本部、新幹線関西地本との五者会談で J R 総連山口委員長は、J R 東海労と J S 労との二重加盟の解消はしばらく時間がかかることに理解し認めていた。しかし 9 月 1 0 日の「大弾圧・大量処分から 3 0 年 J R 東海労の未来を切り開く 9・1 0 集会」、「J R 総連 9・1 3 見解」では「二重加盟は認めない」としたのである。さらに「J R 東海労と J S 労との二重加盟」だけでなく、「J S 労とサービック労組との二重加盟」も解消の対象として付け加えられた。しかし、J R 東海労が J R 総連と他産別の二重加盟をしているわけではないし、さらに J R 総連に加盟していない J S 労に指示する権限はないのである。

ホームページについては、J R 総連や近畿地協が組織破壊行為の有無を「一方的に組織破壊行為が行われた」と決めつけていなければ、掲載する必要は無かったのである。「組織破壊攻撃があった」などと、事実に基づかない虚偽の内容でっち上げ、新幹線関西地本の主張を全く聞き入れず場所さえ与えなかったため、やむを得ずホームページを活用したのである。J R 総連などは、「内部暴露だ」と言うが、公開した内容については一切反論していない。「組織破壊攻撃」がでっち上げだと明らかになるのが困るのである。

上記①～③について、J R 総連は、「連絡文書」を「再」「再々」として同じ内容で 9 回も発出し、しかも期限付きで J R 東海労本部に回答を求めてきた。本部は、その 9 回の「連絡文書」に対して真摯に回答してきた。しかし J R 総連は、「連絡文書」の指示が「履行されていない」ことのみをもって、上位下達に「J R 総連の指示に従わなかった」とし統制委員会を設置したのである。J R 総連連絡を連続して発出した目的は、J R 東海労の指示違反をつくり出し制裁をするためでしかなかったのである。

以上記載したように、J R 総連の主張は事実に基づかないものであり、私たちは統制委員会の設置を断じて容認できない。J R 東海労への制裁処分は絶対に認められない。統制委員会の撤回を求める。そして、真実を正々堂々と主張し続ける。

以上、決議する。

2 0 2 4 年 6 月 9 日

J R 東海労働組合第 4 1 回定期大会